

農地・農業用施設災害復旧事業 測量設計業務積算参考資料

1. 適用範囲

この積算参考資料は、大分県内の農地・農業用施設災害復旧事業（以下「災害復旧事業」と標記）において、以下の工種を復旧するための測量・設計委託業務に適用する。これ以外の区画整理を行うもの及び重要構造物（ため池、頭首工、地すべり対策工、橋梁、水路トンネル、特殊な工法（補強土壁工法、補強アンカー工法、推進工法等）等）については適用できない。

なお、簡素化査定については、令和2年9月18日付け、農基号外「令和2年大規模災害にかかる災害復旧事業の簡素化について」で示す災害査定申請を適用する場合を適用対象とする。ただし、簡素化査定のうち、実施設計書作成に係る参考歩掛は、通常査定の参考歩掛を基に制定したものであり、積上数量の算出等に係る費用は含まない。

2. 適用工種

（1）農地災害

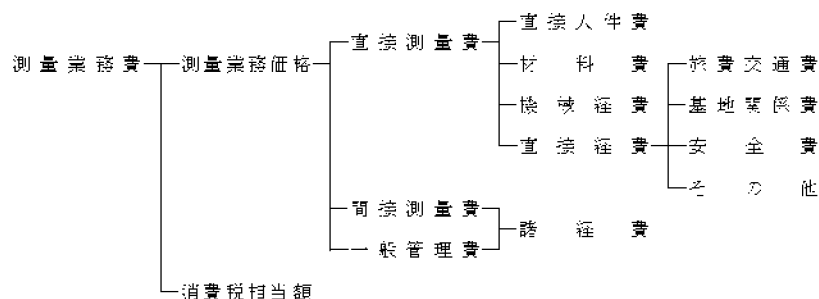
- 1）農地（畦畔工）
- 2）農地（埋没・流出）

（2）施設災害

- 1）農道工
- 2）水路工

3. 測量業務費の構成

3-1 測量業務費の構成は、次のとおりとする。



3-2 以下の経費については必要に応じて別途実績を計上する。

- （1）宿泊費
- （2）請負企業から測量業務現場までの移動費
- （3）流木調査費
- （4）その他必要な調査及び経費は、受発注者協議のうえ計上する。

4. 測量業務費構成費目の内容

4-1 測量業務価格

業務価格は、災害復旧事業の測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。

（1）直接測量費

直接測量費は、測量作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、労務費で構成する。

1）直接人件費

直接人件費は、測量及び設計の実施並びに打ち合わせ協議等に必要な技術者に要する費用である。

2) 材料費

材料費は、測量及び設計の実施に必要な杭、用紙その他の材料に要する費用である。

3) 機械経費

機械経費は、測量及び設計の実施に必要な機械の使用に要する費用である。

4) 直接経費

直接経費は、基地関係費、安全費、その他で構成する。

①基地関係費

基地関係費は、測量作業を実施するための基地の設置または基地の使用に要する費用である。

②安全費

安全費は、交通整理など測量作業において必要な安全対策に要する費用である。

③その他

その他は、機材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用である。

(2) 間接測量費

間接測量費は、測量作業を実施するために必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる経費である。

なお、間接測量費は一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益で構成する。

なお、一般管理費等は間接測量費とあわせて諸経費として計上する。

1) 一般管理費

一般管理費は、当該測量業務を実施する企業の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。

2) 付加利益

付加利益は、測量業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。

4-2 消費税相当額

消費税相当額は、測量業務価格に対する消費税相当額である。

5. 測量業務費の積算

測量業務費は、次の積算方式により算定する。

測 量 業 務 費 = (測量業務価格) + (消費税相当額)

= (業務価格) × {1 + (消費税率)}

測 量 業 務 価 格 = (直接測量費) + (間接測量費) + (一般管理費等)

= (直接測量費) + (諸経費)

= (直接測量費) × {1 + (諸経費率)}

(1) 測量業務価格

1) 直接測量費

当該測量作業に必要な直接測量費を積上げて算定する。

直接測量費に係る各費目の積算は次のとおりとする。

① 直接人件費

直接人件費の算定は、所用人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

ア 所用人員

所用人員については、別に定める「農地・農業用施設災害復旧事業 測量設計業務積算参考歩掛」によるもののほか、適正と認められる実績または資料により算定する。

イ 基準日額

基準日額は、別に定める「調査設計業務等の技術者基準日額」によるもののほか、実情に即した賃金を採用するものとする。

ウ 打合せ協議

打合せ協議における標準配置人員は別に定める「農地・農業用施設災害復旧事業 測量業務積算参考歩掛」によるものとするが、作業内容により適宜増減することができる。

② 材料費

材料費の算定は、材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

ア 材料の数量

材料の数量は、標準使用量に運搬貯蔵及び施工中の損失量を実情に応じて加算するものとする。

イ 材料の価格

材料の価格は、実情に即した価格を採用するものとする。

③ 機械経費

機械経費の算定は、別に定める「土地改良事業等機械損料算定表」、「測量業務等の機械経費」及び「農地・農業用施設災害復旧事業 測量業務積算参考歩掛」によるもののほか、適正と認められる実績または資料により算定する。

④ 直接経費

当該測量に必要な直接経費を積上げて算定する。

2) 諸経費

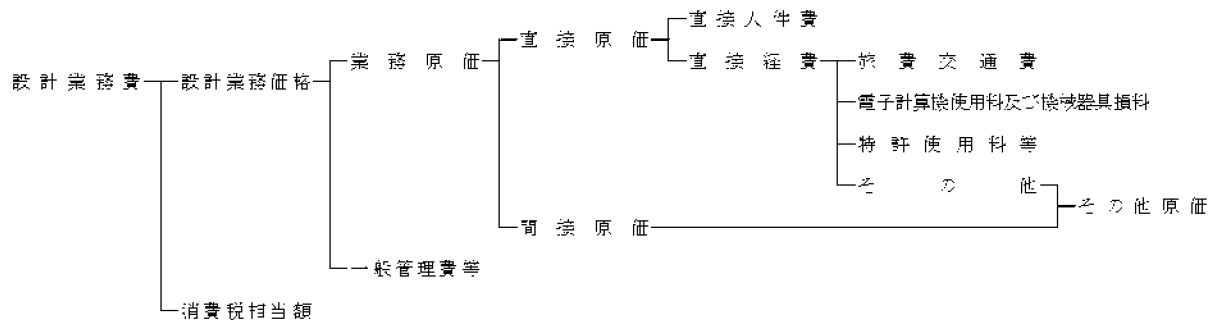
諸経費は、直接測量費を対象とし、「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）Ⅱ測量 別表－1」により求めた諸経費率を乗じて得た額とする。なお、最新版の積算基準の適用は8月15日とする。

(2) 消費税相当額

消費税相当額は、測量業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

6. 設計業務費の構成

6-1 設計業務費の構成は次のとおりとする。



6-2 以下の経費については必要に応じて別途実情を計上するものとする。

- (1) 宿泊費
- (2) 請負企業から設計業務現場までの移動費
- (3) その他必要な調査及び経費は、受発注者協議のうえ計上する。

7. 設計業務費構成費目の内容

7-1 直接原価

直接原価は、設計作業を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。

(1) 直接人件費

直接人件費は、設計作業の実施に必要な技術者に要する費用である。

(2) 直接経費

直接経費は、旅費交通費、電子計算機使用料及び機械器具損料、特許使用料等で構成する。

1) 旅費交通費

旅費交通費は、設計打合せ及び現地調査を実施するために必要な移動に要する費用である。

2) 電子計算機使用料及び機械器具損料

電子計算機使用料及び機械器具損料は、設計作業を実施するために必要な電子計算機使用料及びその他の機械器具に要する費用である。

3) 特許使用料等

特許使用料等は、設計作業を実施するために必要な特許使用料等に要する費用である。

7-2 その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）で構成する。

なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費を含むものである。

(1) 間接原価

間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等である。

7-3 一般管理費等

一般管理費等は、業務処理に必要な経費のうち直接原価、間接原価以外の経費で一般管理費及び付加利益で構成する。

(1) 一般管理費

一般管理費は、当該設計業務を実施するコンサルタント等の本店及び支店の

うち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。

(2) 付加利益

付加利益は、当該設計業務を実施するコンサルタント等を継続的に運営するために要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用を含むものである。

7-4 消費税相当額

消費税相当額は、設計業務価格に対する消費税相当額である。

8. 設計業務費の積算

設計業務費は、次の積算方式により算定する。

$$\begin{aligned}\text{設計業務費} &= (\text{設計業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= (\text{設計業務価格}) \times \{1 + (\text{消費税率})\} \\ \text{設計業務価格} &= (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) \\ &\quad + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})\end{aligned}$$

(1) 直接人件費

当該設計業務に必要な技術者を積上げて算定する。

なお、直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

1) 所用人員

所用人員については、別に定める「農地・農業用施設災害復旧事業 測量設計業務積算参考歩掛」によるもののほか、適正と認められる実績または資料により算定する。

2) 基準日額

基準日額は、別に定める「調査設計業務等の技術者基準日額」によるもののほか、実情に即した賃金を採用するものとする。

(2) 直接経費

直接経費は、7の7-1の(2)の1)～3)の各項目の必要額については積上げて算定し、これら以外の経費については、その他原価として計上する。

(3) その他原価

その他原価は、次の式により算定して得た額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、次の式により算定して得た額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は設計業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(5) 消費税相当額

消費税相当額は、設計業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

9. 同一農地内の複数工区における測量業務費・設計業務費の積算

9-1 定義

農地の測量業務費・設計業務費の積算において以下のとおり「箇所」、「工区」を定義する。

(1) 箇所

箇所は、150m以内の距離にある工区から構成される査定申請単位。

(2) 工区

工区は、被災範囲の単位。

9-2 積算

直接測量費・直接原価において同一農地内に工区が複数ある場合は、「別紙-1」のとおりの0.7を乗じる。

原則、取り扱いは農地のみとする。

10. 農道及び水路における測量業務費・設計業務費の積算

10-1 定義

農道及び水路の測量業務費・設計業務費積算において以下のとおり「箇所」、「工区」を定義する。工区の考え方については、「別紙-2」を参照。

(1) 箇所

箇所は、連続した路線から構成される査定申請単位。箇所延長は工区の合計延長とする。

(2) 工区

被災箇所間が5.0mを超える場合は別工区とし、不施工区間は工区延長に計上しない。

11. 農地・農道・水路における測量業務費・設計業務費の積算

11-1 積算

農地・農道・水路の測量業務費・設計業務費積算において、9条及び10条において定義された工区延長に応じて補正を行う。補正率は「別紙-3」のとおりの。

12. 附則

制定：平成30年3月27日

改定：令和2年11月12日

改定：令和3年11月16日

改定：令和6年4月23日

訂正：令和6年5月8日

改定：令和7年8月1日

簡素化査定について追記

水路及び農道の延長補正を追加

水路及び農道の工区に関する定義を追加

歩掛改定

令和6年4月23日歩掛改定の訂正

延長補正の適用される工種及び作業項目の修正

誤字等修正

測量業務価格諸経费率表の削除

同一農地内の複数工区における委託費算定式

$$X = X_1 + 0.7 \times X_2 + 0.7 \times X_3 + 0.7 \times X_4 + \dots + 0.7 \times X_n$$

ただし、X：地区の直接業務費（単位：円）〔成果品検定費を除く〕

X₁：1 工区の直接測量費・直接原価

X₂：2 工区の直接測量費・直接原価

X₃：3 工区の直接測量費・直接原価

X₄：4 工区の直接測量費・直接原価

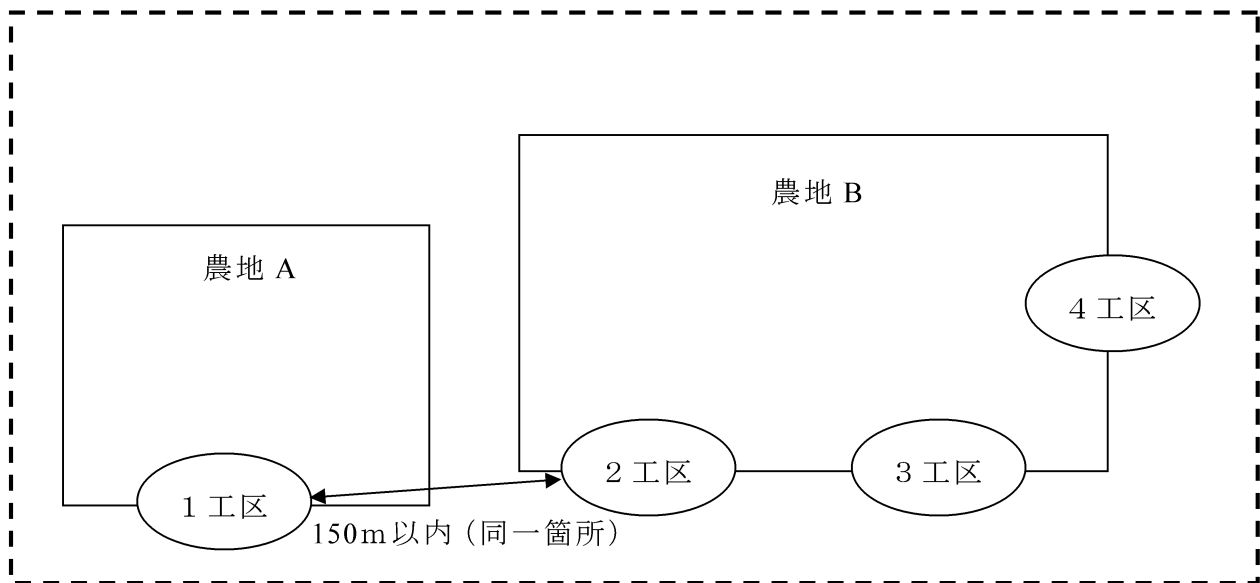
・

・

・

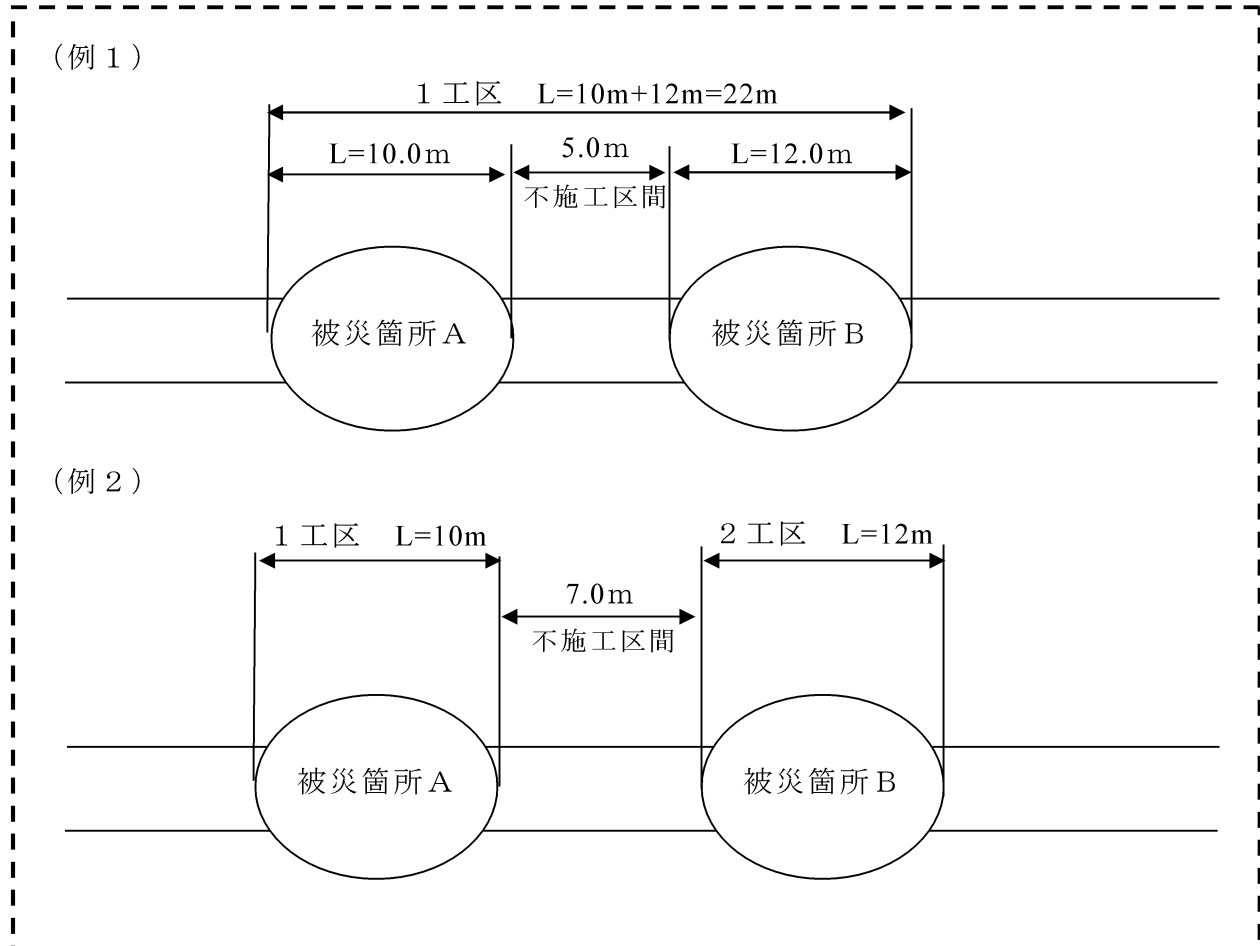
X_n：n 工区の直接測量費・直接原価

（ 積 算 例 ）



$$X = X_1 + X_2 + 0.7 \times X_3 + 0.7 \times X_4$$

農道及び水路における工区の実考え方



(例 1) 工区数：1 工区 工区延長：1 工区 $10\text{m}+12\text{m}=22\text{m}$
※不施工区間 (5.0m) は延長に含まない。

(例 2) 工区数：2 工区 工区延長：1 工区 10m、2 工区 12m
※不施工区間が 5.0m を越える場合は、別工区とする。

作業項目別補正率(農地・農道・水路)

適用

歩掛の適用範囲は、工区延長 100m 未満の範囲とする。

補正率

歩掛は下表に示す補正率を歩掛に乗じるものとする。

延長区分	補正率
30m 未満	1.0
30m 以上 50m 未満	1.2
50m 以上 100m 未満	1.5

留意事項

- ・ 補正の対象は

【測点杭設置】

【縦断測量（農地・農道・水路）】

【横断測量（農地・農道・水路）】

【写真撮影・整理】

【農地畦畔（田・畑）査定設計】

【施設（農道・水路）査定設計】

とする。

- ・ 100m 以上の場合の歩掛は、受発注者間協議により決定する。

歩 掛 表 (通常査定 査定設計書作成)

【適 用】

同一農地内の複数工区における積算は、「9. 同一農地内の複数工区における測量設計業務費の積算」を参照のこと。

歩掛の適用範囲は、工区延長100m未満の範囲とする。工区延長が30m以上の場合は、「別紙－3 作業項目別補正率（農地・農道・水路）」によるものとする。対象の作業項目は【延長補正】の記載があるものとする。

10工区当たり【30m未満】

工種区分	適用職種	作業項目	(測 量) 測量主任技師	(測 量) 測量技師	(測 量) 測量技師補	(測 量) 測量助手	(測 量) 測量補助員	計
			(設 計) 主任技師	(設 計) 技 師 A	(設 計) 技 師 B	(設 計) 技 師 C	(設 計) 技 術 員	
農地 (畦畔)	測 量	測量業務打合せ 【移動（往復）含む】		1.06	1.06			2.12
		現地踏査		0.50	2.00	1.00	1.00	4.50
		測点杭設置【延長補正】				0.50	0.50	1.00
		準備工（被災部除草）			0.70	0.70	0.70	2.10
		平面測量1/500 （農地・道路・水路）		8.00	8.00	2.00	1.00	19.00
		縦断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		0.60	0.60	0.39		1.59
		横断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		2.10	2.10	1.50		5.70
		写真撮影・整理 【延長補正】		2.50	2.50	2.50	2.50	10.00
	設 計	設計打合せ 【通勤費含む】		2.12	2.12			4.24
		農地畦畔（田・畑） 査定設計【延長補正】 （平面縦断・工法検討・数量算出）			5.00	5.00	3.00	13.00
		復旧限度額算定			0.20			0.20
農地 (埋没・流出)	測 量	測量業務打合せ 【移動（往復）含む】		1.06	1.06			2.12
		現地踏査		0.50	2.00	1.00	1.00	4.50
		測点杭設置【延長補正】				0.50	0.50	1.00
		準備工（被災部除草）			0.70	0.70	0.70	2.10
		平面測量1/500 （農地・道路・水路）		8.00	8.00	2.00	1.00	19.00
		縦断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		0.60	0.60	0.39		1.59
		横断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		2.10	2.10	1.50		5.70
		写真撮影・整理 【延長補正】		2.50	2.50	2.50	2.50	10.00
		堆積厚測量			1.25	1.25		2.50
	設 計	設計打合せ 【通勤費含む】		2.12	2.12			4.24
		農地（土砂流入・流出） 査定設計 （平面縦断・工法検討・数量算出）			3.50	3.00	2.20	8.70
		復旧限度額算定			0.20			0.20

※ 1 上記歩掛は、事前に市町村等による被災箇所の確認・調査が行われていることを前提とする。

※ 2 オプション項目

10工区当たり【30m未満】

工種区分	作業項目	(測 量) 測量主任技師	(測 量) 測量技師	(測 量) 測量技師補	(測 量) 測量助手	(測 量) 測量補助員	計
		(設 計) 主任技師	(設 計) 技 師 A	(設 計) 技 師 B	(設 計) 技 師 C	(設 計) 技 術 員	
測量オプション	関係部署との調整	0.20	0.20	0.20			0.60
設計オプション	関係部署との 調整・工法確認			0.27	0.27		0.54

歩 掛 表 (簡素化査定 査定設計書作成)

【適 用】

同一農地内の複数工区における積算は、「9. 同一農地内の複数工区における測量設計業務費の積算」を参照のこと。

歩掛の適用範囲は、工区延長100m未満の範囲とする。工区延長が30m以上の場合は、「別紙－3 作業項目別補正率（農地・農道・水路）」によるものとする。対象の作業項目は【延長補正】の記載があるものとする。

【歩掛算定方法】

「測量」 通常査定設計書作成歩掛の20%を計上

「設計」 通常査定設計書作成の歩掛30%を計上

※「測量業務打合せ」「写真撮影・整理」「設計業務打合せ」 見積により決定

10工区当たり【30m未満】

工種区分	適用職種	作業項目	(測 量) 測量主任技師	(測 量) 測量技師	(測 量) 測量技師補	(測 量) 測量助手	(測 量) 測量補助員	計
			(設 計) 主任技師	(設 計) 技 師 A	(設 計) 技 師 B	(設 計) 技 師 C	(設 計) 技 術 員	
農地 (畦畔)	測 量	測量業務打合せ※ 【移動（往復）含む】		1.06	1.06			2.12
		現地踏査		0.10	0.40	0.20	0.20	0.90
		測点杭設置【延長補正】				0.10	0.10	0.20
		準備工（被災部除草）			0.14	0.14	0.14	0.42
		平面測量1/500 （農地・道路・水路）		1.60	1.60	0.40	0.20	3.80
		縦断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		0.12	0.12	0.08		0.32
		横断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		0.42	0.42	0.30		1.14
		写真撮影・整理※ 【延長補正】		2.50	2.50	2.50	2.50	10.00
	設 計	設計打合せ※ 【通勤費含む】		2.12	2.12			4.24
		農地畦畔（田・畑） 査定設計【延長補正】 （平面縦断・工法検討・数量算出）			1.50	1.50	0.90	3.90
		復旧限度額算定			0.06			0.06
農地 (埋没・流出)	測 量	測量業務打合せ※ 【移動（往復）含む】		1.06	1.06			2.12
		現地踏査		0.10	0.40	0.20	0.20	0.90
		測点杭設置【延長補正】				0.10	0.10	0.20
		準備工（被災部除草）		0.00	0.14	0.14	0.14	0.42
		平面測量1/500 （農地・道路・水路）		1.60	1.60	0.40	0.20	3.80
		縦断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		0.12	0.12	0.08		0.32
		横断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		0.42	0.42	0.30		1.14
		写真撮影・整理※ 【延長補正】		2.50	2.50	2.50	2.50	10.00
		堆積厚測量			0.25	0.25		0.50
	設 計	設計打合せ※ 【通勤費含む】		2.12	2.12			4.24
		農地（土砂流入・流出） 査定設計 （平面縦断・工法検討・数量算出）			1.05	0.90	0.66	2.61
		復旧限度額算定			0.06			0.06

※1 上記歩掛は、事前に市町村等による被災箇所の確認・調査が行われていることを前提とする。

※2 オプション項目

10工区当たり【30m未満】

工種区分	作業項目	(測 量) 測量主任技師	(測 量) 測量技師	(測 量) 測量技師補	(測 量) 測量助手	(測 量) 測量補助員	計
		(設 計) 主任技師	(設 計) 技 師 A	(設 計) 技 師 B	(設 計) 技 師 C	(設 計) 技 術 員	
測量オプション	関係部署との調整	0.04	0.04	0.04			0.12
設計オプション	関係部署との 調整・工法確認			0.08	0.08		0.16

歩 掛 表 (簡素化査定 実施設計書作成)

【適 用】

同一農地内の複数工区における積算は、「9. 同一農地内の複数工区における測量設計業務費の積算」を参照のこと。

歩掛の適用範囲は、工区延長100m未満の範囲とする。工区延長が30m以上の場合は、「別紙－3 作業項目別補正率（農地・農道・水路）」によるものとする。対象の作業項目は【延長補正】の記載があるものとする。

【歩掛算定方法】

「測量」 通常査定設計書作成歩掛の90％を計上

「設計」 通常査定設計書作成歩掛と同値

※「測量業務打合せ」「写真撮影・整理」 見積により決定

10工区当たり【30m未満】

工種区分	適用職種	作業項目	(測 量) 測量主任技師	(測 量) 測量技師	(測 量) 測量技師補	(測 量) 測量助手	(測 量) 測量補助員	計
			(設 計) 主任技師	(設 計) 技 師 A	(設 計) 技 師 B	(設 計) 技 師 C	(設 計) 技 術 員	
農地 (畦畔)	測 量	測量業務打合せ※ 【移動（往復）含む】		1.06	1.06			2.12
		現地踏査		0.45	1.80	0.90	0.90	4.05
		測点杭設置【延長補正】				0.45	0.45	0.90
		準備工（被災部除草）			0.63	0.63	0.63	1.89
		平面測量1/500 (農地・道路・水路)		7.20	7.20	1.80	0.90	17.10
		縦断測量【延長補正】 (農地・農道・水路)		0.54	0.54	0.35		1.43
		横断測量【延長補正】 (農地・農道・水路)		1.89	1.89	1.35		5.13
		写真撮影・整理※ 【延長補正】		2.50	2.50	2.50	2.50	10.00
	設 計	設計打合せ 【通勤費含む】		2.12	2.12			4.24
		農地畦畔（田・畑） 査定設計【延長補正】 (平面縦断・工法検討・数量算出)			5.00	5.00	3.00	13.00
		復旧限度額算定			0.20			0.20
農地 (埋没・流出)	測 量	測量業務打合せ※ 【移動（往復）含む】		1.06	1.06			2.12
		現地踏査		0.45	1.80	0.90	0.90	4.05
		測点杭設置【延長補正】				0.45	0.45	0.90
		準備工（被災部除草）		0.00	0.63	0.63	0.63	1.89
		平面測量1/500 (農地・道路・水路)		7.20	7.20	1.80	0.90	17.10
		縦断測量【延長補正】 (農地・農道・水路)		0.54	0.54	0.35		1.43
		横断測量【延長補正】 (農地・農道・水路)		1.89	1.89	1.35		5.13
		写真撮影・整理※ 【延長補正】		2.50	2.50	2.50	2.50	10.00
	設 計	堆積厚測量			1.13	1.13		2.26
		設計打合せ 【通勤費含む】		2.12	2.12			4.24
		農地（土砂流入・流出） 査定設計 (平面縦断・工法検討・数量算出)			3.50	3.00	2.20	8.70
		復旧限度額算定			0.20			0.20

※1 上記歩掛は、事前に市町村等による被災箇所の確認・調査が行われていることを前提とする。

※オプション対象外

【通常査定】

査定設計書作成 → 査定 → 積上数量算出

【簡素化査定】

査定設計書作成 → 査定 → 実施設計書作成 → 積上数量算出

歩 掛 表 (通常査定 査定設計書作成)

【適 用】

歩掛の適用範囲は、工区延長100m未満の範囲とする。工区延長が30m以上の場合は、「別紙－3 作業項目別補正率（農地・農道・水路）」によるものとする。対象の作業項目は【延長補正】の記載があるものとする。

10工区当たり【30m未満】

工種区分	適用職種	作業項目	(測 量) 測量主任技師	(測 量) 測量技師	(測 量) 測量技師補	(測 量) 測量助手	(測 量) 測量補助員	計
			(設 計) 主任技師	(設 計) 技 師 A	(設 計) 技 師 B	(設 計) 技 師 C	(設 計) 技 術 員	
農道・水路	測 量	測量業務打合せ 【移動（往復）含む】		1.06	1.06			2.12
		現地踏査		0.50	2.00	1.00	1.00	4.50
		測点杭設置【延長補正】				0.50	0.50	1.00
		準備工（被災部除草）			0.70	0.70	0.70	2.10
		平面測量1/500 （農地・道路・水路）		8.00	8.00	2.00	1.00	19.00
		縦断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		0.60	0.60	0.39		1.59
		横断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		2.10	2.10	1.50		5.70
		写真撮影・整理 【延長補正】		2.50	2.50	2.50	2.50	10.00
	設 計	設計打合せ 【通勤費含む】		2.12	2.12			4.24
		施設（農道・水路） 査定設計【延長補正】 （平面縦断・工法検討・付 帯構造図作成・数量算出）			5.50	5.70	3.90	15.10

※1 上記歩掛は、事前に市町村等による被災箇所の確認・調査が行われていることを前提とする。

※2 オプション項目

10工区当たり【30m未満】

工種区分	作業項目	(測 量) 測量主任技師	(測 量) 測量技師	(測 量) 測量技師補	(測 量) 測量助手	(測 量) 測量補助員	計
		(設 計) 主任技師	(設 計) 技 師 A	(設 計) 技 師 B	(設 計) 技 師 C	(設 計) 技 術 員	
測量オプション	関係部署との調整	0.20	0.20	0.20			0.60
設計オプション	関係部署との 調整・工法確認			0.27	0.27		0.54

歩 掛 表 (簡素化査定 査定設計書作成)

【適 用】

歩掛の適用範囲は、工区延長100m未満の範囲とする。工区延長が30m以上の場合は、「別紙－3 作業項目別補正率（農地・農道・水路）」によるものとする。対象の作業項目は【延長補正】の記載があるものとする。

【歩掛算定方法】

「測量」 通常査定設計書作成歩掛の20%を計上

「設計」 通常査定設計書作成の歩掛30%を計上

※「測量業務打合せ」「写真撮影・整理」「設計業務打合せ」 見積により決定

10工区当たり【30m未満】

工種区分	適用職種	作業項目	(測 量) 測量主任技師	(測 量) 測量技師	(測 量) 測量技師補	(測 量) 測量助手	(測 量) 測量補助員	計
			(設 計) 主任技師	(設 計) 技 師 A	(設 計) 技 師 B	(設 計) 技 師 C	(設 計) 技 術 員	
農道・水路	測 量	測量業務打合せ※ 【移動（往復）含む】		1.06	1.06			2.12
		現地踏査		0.10	0.40	0.20	0.20	0.90
		測点杭設置【延長補正】				0.10	0.10	0.20
		準備工（被災部除草）			0.14	0.14	0.14	0.42
		平面測量1/500 （農地・道路・水路）		1.60	1.60	0.40	0.20	3.80
		縦断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		0.12	0.12	0.08		0.32
		横断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		0.42	0.42	0.30		1.14
		写真撮影・整理※ 【延長補正】		2.50	2.50	2.50	2.50	10.00
	設 計	設計打合せ※ 【通勤費含む】		2.12	2.12			4.24
		施設（農道・水路） 査定設計【延長補正】 （平面縦断・工法検討・付 帯構造図作成・数量算出）			1.65	1.71	1.17	4.53

※1 上記歩掛は、事前に市町村等による被災箇所の確認・調査が行われていることを前提とする。

※2 オプション項目

10工区当たり【30m未満】

工種区分	作業項目	(測 量) 測量主任技師	(測 量) 測量技師	(測 量) 測量技師補	(測 量) 測量助手	(測 量) 測量補助員	計
		(設 計) 主任技師	(設 計) 技 師 A	(設 計) 技 師 B	(設 計) 技 師 C	(設 計) 技 術 員	
測量オプション	関係部署との調整	0.04	0.04	0.04			0.12
設計オプション	関係部署との 調整・工法確認			0.08	0.08		0.16

歩 掛 表 (簡素化査定 実施設計書作成)

【適 用】

歩掛の適用範囲は、工区延長100m未満の範囲とする。工区延長が30m以上の場合は、「別紙－3 作業項目別補正率（農地・農道・水路）」によるものとする。対象の作業項目は【延長補正】の記載があるものとする。

【歩掛算定方法】

「測量」 通常査定設計書作成歩掛の90％を計上

「設計」 通常査定設計書作成歩掛と同値

※「測量業務打合せ」「写真撮影・整理」 見積により決定

10工区当たり【30m未満】

工種区分	適用職種	作業項目	(測 量) 測量主任技師	(測 量) 測量技師	(測 量) 測量技師補	(測 量) 測量助手	(測 量) 測量補助員	計
			(設 計) 主任技師	(設 計) 技 師 A	(設 計) 技 師 B	(設 計) 技 師 C	(設 計) 技 術 員	
農道・水路	測 量	測量業務打合せ※ 【移動（往復）含む】		1.06	1.06			2.12
		現地踏査		0.45	1.80	0.90	0.90	4.05
		測点杭設置【延長補正】				0.45	0.45	0.90
		準備工（被災部除草）			0.63	0.63	0.63	1.89
		平面測量1/500 （農地・道路・水路）		7.20	7.20	1.80	0.90	17.10
		縦断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		0.54	0.54	0.35		1.43
		横断測量【延長補正】 （農地・農道・水路）		1.89	1.89	1.35		5.13
		写真撮影・整理※ 【延長補正】		2.50	2.50	2.50	2.50	10.00
	設 計	設計打合せ 【通勤費含む】		2.12	2.12			4.24
		施設（農道・水路） 査定設計【延長補正】 （平面縦断・工法検討・付 帯構造図作成・数量算出）			5.50	5.70	3.90	15.10

※1 上記歩掛は、事前に市町村等による被災箇所の確認・調査が行われていることを前提とする。

※オプション対象外

【通常査定】

査定設計書作成 → 査定 → 積上数量算出

【簡素化査定】

査定設計書作成 → 査定 → 実施設計書作成 → 積上数量算出